

一般社団法人 名古屋数学雑誌
定 款

平成29年4月4日 作成
平成29年12月25日 変更

一般社団法人 名古屋数学雑誌 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人名古屋数学雑誌と称する。その英文名は Foundation Nagoya Mathematical Journal とする。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を名古屋市に置く。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は数学の研究を盛んにし、またその国際的普及をはかり、関係諸部面とも協力して学術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術的会合の開催及び開催補助
 - (2) 数学雑誌及び図書の刊行
 - (3) 数学研究の奨励及び数学に関する業績の顕彰
 - (4) 数学研究の国際的交流及び数学の研究成果の国際的普及
 - (5) 国内外の関連諸団体との連絡及び協力
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(種別)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは別に理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事および監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において社員総会に付議した事項
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第1項の書面に記載された事項以外

の事項は、決議することができない。

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が総会を招集する。
3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第15条 社員総会を招集するには、社員総会の日々の2週間前までに、正会員に対して書面でその通知を発しなければならない。
2 前項の通知には、社員総会の日時、場所、目的事項、その他法令で定める事項を記載しなければならない。
3 社員総会は、正会員の全員の同意あるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、総会に出席した理事の互選によって議長を定める。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散及び残余財産の処分
(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及びその会議にて選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事の中から業務執行理事を定めることができる。

(選任等)

第20条 理事は正会員の中から、社員総会の決議によって選任する。

- 2 監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 3 理事会は、その決議によって、理事の中から代表理事を選定する。
- 4 理事会は代表理事以外の理事の中から業務執行理事を選定することができる。
- 5 代表理事をもって理事長とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担して執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員が欠けた場合又は第19条で定めた役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第1項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第35条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第36条 この法人の事業遂行のために必要のあるときは、理事会の決議を経て各種委員会を置くことができる。

(委員の選任)

第37条 委員会に、委員長その他必要な委員を置く。

- 2 委員長は、理事会の決議によって選任する。
- 3 委員は、委員長が理事長及び理事と協議の上選任する。

(委員会の任務)

第38条 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 <本文省略>

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第43条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

<氏名、住所省略>

(定款に定めがない事項)

第44条 この定款に定めがない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

<以下、省略>